

市民税・道民税・森林環境税 税額 納税 決定通知書

市民税・道民税・森林環境税額を下記のとおり決定しましたので、地方税法第41条、第319条、第319条の2及び第321条の7の5の規定によって通知します。各納期の税額をそれぞれの納期限までに納めてください。



納税義務者			
世帯番号		通知番号	
年金の種類			
支払者名称			
法人番号			

期別	普通徴収期割納付額(円)	納期限
第1期分		
第2期分		
第3期分		
第4期分		

徴収月	公的年金特別徴収月割徴収額(円)
4月	
6月	
8月	
10月	
12月	
2月	

徴収月	仮徴収額(円)
翌4月	
翌6月	
翌8月	

※公的年金特別徴収対象者のみ

※ この税額納税決定通知書についての問い合わせ先
北海道美幌市西3条南1丁目1番1号
美幌市 税務課 市民税係 電話(0126)62-3139(直通)

市民税・道民税・森林環境税の計算の仕方

総所得金額①－所得控除合計②＝課税総所得金額③
 課税総所得金額③×税率＝税額控除前所得割額④
 税額控除前所得割額④－税額控除額⑤＝所得割額⑥
 所得割額⑥＋均等割額⑦＋森林環境税額⑧＝徴収税額⑨
 徴収税額⑨－控除不足額⑩＝差引納付額
 (注) 1 分離課税の所得が有る場合は計算方法が異なります。
 2 「税額控除額⑤」は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の控除額の合算額を記載しています。
 3 「控除不足額⑩」は所得割額より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額のことです。

税額控除(調整控除)

納税者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合、下記の区分に応じた金額
 合計課税所得金額が200万円以下の者
 次の①と②のいずれか小さい額の5% (市民税3%、道民税2%) に相当する金額
 ①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
 ②合計課税所得金額
 合計課税所得金額が200万円超の者
 ①の金額から②の金額を控除した金額 (5万円を下回る場合は5万円) の5% (市民税3%、道民税2%) に相当する金額
 ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額

控除の種類	金額	控除の種類	金額
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下
			900万円超 950万円以下
障害者控除	普通 1万円	950万円以下	1,000万円以下
	特別 10万円	配偶者 一般 5万円	4万円
寡婦控除	同居特別 22万円	配偶者 老人 10万円	6万円
		配偶者 一般 5万円	2万円
ひとり親控除	父 1万円	配偶者 48万円超 50万円未満 5万円	4万円
	母 5万円	配偶者 50万円超 55万円未満 3万円	2万円
勤労学生控除	1万円	扶養 一般 5万円	老人 10万円
		特定 18万円	同居老親等 13万円

税額控除(配当控除)

種類	課税所得金額	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		市民税	道民税	市民税	道民税
利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証券 外貨建等証券投資信託以外		0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
投資信託等 外貨建等証券投資信託		0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

※所得割非課税限度額をわずかに上回る所得者に対しては税額の調整措置がとられています。

税額控除(寄附金税額控除)

区分	市民税	道民税
【都道府県・市町村に対する寄附】		
①(寄附金額 - 2,000円) × 10%		
②(寄附金額 - 2,000円) × (90% - 0 ~ 45.945% ※1) ※2		
③ ①+②=税額控除 ※3		
④ 税額控除 × 3/5 = 市民税税額控除額		
税額控除 × 2/5 = 道民税税額控除額		
【住所地の日本赤十字社に対する寄附】		
①(寄附金額 - 2,000円) × 6% = 市民税税額控除額		
②(寄附金額 - 2,000円) × 4% = 道民税税額控除額		
【道が条例により指定した寄附】		
①(寄附金額 - 2,000円) × 4% = 道民税税額控除額		

税額控除(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

区分	市民税	道民税
配当割又は株式等譲渡所得割	3/5	2/5

税額控除(住宅借入金等特別税額控除)

前年分の所得税において平成21年から令和7年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額(前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額(97,500円を限度)を超える場合には、当該金額)に下欄の割合を乗じた額
 ただし、居住年が平成26年から令和4年末までであって、一定の要件に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額(特別特定取得に該当する場合は、控除期間が43年間)
 ①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額(特定増改築等に係る住宅増改築等に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額)
 ②前年分の所得税の額(住宅借入金等特別控除等適用前の金額)

市民税	3/5	道民税	2/5
-----	-----	-----	-----

所得金額	所得控除額	税額		市民税		道民税		【市民税】	
		総所得	税額控除額	税額控除	税額控除額	税額控除	税額控除額		
給与収入金額	雑損控除	山林所得							
給与所得	医療費控除	分離短期譲渡所得							
営業等所得	小規模企業共済	分離長期譲渡所得							
農業所得	社会保険料控除	株式等譲渡所得							
不動産所得	生命保険料控除	上場株式等の配当等所得							
利子所得	地震保険料控除	先物取引所得							
配当所得		特例肉用牛所得							
公的収入金額	障・寡・ひ・勤	税額控除額							
年金等所得金額	配偶者控除	所得割減免額							
業務	配偶者特別控除	所得割額							
その他	扶養控除	均等割軽減免額							
雑所得	基礎控除	均等割額							
短期・長期・一時所得	所得控除計								
損失の繰越控除額	課税標準額								
総所得金額	総所得	控除配							
山林所得	山林所得	有							
分離短期譲渡所得	分離短期譲渡所得	無							
分離長期譲渡所得	分離長期譲渡所得	老							
株式等譲渡所得	株式等譲渡所得	特							
上場株式等の配当等所得	上場株式等の配当等所得	定							
先物取引所得	先物取引所得	人							
特例肉用牛所得	特例肉用牛所得	同							
		居							
		内							
		居							
		所							
		在							
		人							
		を							
		有							
		す							
		る							
		こ							
		の							
		人							
		を							
		有							
		す							
		る							
		こ							
		の							
		人							
		を							
		有							
		す							
		る							
		こ							
		の							
		人							
		を							
		有							
		す							
		る							
		こ							
		の							
		人							
		を							
		有							
		す							
		る							
		こ							
		の							
		人							
		を							
		有							
		す							
		る							
		こ							
		の							
		人							
		を							
		有							
		す							
		る							
		こ							
		の							
		人							
		を							
		有							
		す							
		る							
		こ							
		の							
		人							
		を							
		有							
		す							
		る							
		こ							
		の							
		人							
		を							
		有							
		す							
		る							
		こ							
		の							
		人							
		を							
		有							
		す							
		る							
		こ							
		の							
		人							
		を							
		有							
		す							
		る							
		こ							
		の							
		人							
		を							
		有							
		す							
		る							
		こ							
		の							
		人							
		を							
		有							
		す							
		る							
		こ							
		の							
		人							
		を							
		有							
		す							
		る							
		こ							
		の							
		人							
		を							
		有							

税率

	市 民 税	道 民 税	森 林 環 境 税
均 等 割	3,000円	1,000円	1,000円
所 得 割 (総合課税分)	6%	4%	

分離所得に対する税率

	区 分	市民税	道民税	
分離短期	一 般 分	5.4%	3.6%	
	軽 減 資 産 分	3.0%	2.0%	
分離長期	一 般 分	3.0%	2.0%	
	特定資産分	2 千 万 円 以 下	2.4%	1.6%
		2 千 万 円 超 の 部 分	3.0%－120,000円	2.0%－80,000円
	軽課資産分	6 千 万 円 以 下	2.4%	1.6%
6 千 万 円 超 の 部 分		3.0%－360,000円	2.0%－240,000円	
株 式	一 般 株 式 等	3.0%	2.0%	
	上 場 分	3.0%	2.0%	
	上場株式等の配当	3.0%	2.0%	
	先 物 取 引	3.0%	2.0%	

所得金額の算出

所得の種類	所得金額の計算方法
営業等・農業・不動産などの所得	収入金額－必要経費
雑所得（公的年金等）	(公的年金等収入額－公的年金等控除額)＋(公的年金等以外の雑収入金額－必要経費)
給与所得	収入金額－給与所得控除額

(注) 給与等の収入金額が850万円を超え、一定の要件を満たす人や給与所得と公的年金等の雑所得の金額の合計額が10万円を超える人は所得金額調整控除後の金額が適用されます。

【給与所得の計算式】

収入金額の合計額（A）	給 与 所 得 の 金 額		
0～550,999円		0円	
551,000～1,618,999円	(A)－	550,000円	
1,619,000～1,619,999円		1,069,000円	
1,620,000～1,621,999円		1,070,000円	
1,622,000～1,623,999円		1,072,000円	
1,624,000～1,627,999円		1,074,000円	
1,628,000～1,799,999円	A÷4＝B (千円未満の端数切捨)	B×2.4＋	100,000円
1,800,000～3,599,999円		B×2.8－	80,000円
3,600,000～6,599,999円		B×3.2－	440,000円
6,600,000～8,499,999円		A×0.9－	1,100,000円
8,500,000円以上		A	－1,950,000円

【公的年金等所得（雑）の計算式】

年 齢	公的年金の収入(A)	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
65歳未満	130万円以下	A－60万円	A－50万円	A－40万円
	130万円超410万円以下	A×75%－27.5万円	A×75%－17.5万円	A×75%－7.5万円
	410万円超770万円以下	A×85%－68.5万円	A×85%－58.5万円	A×85%－48.5万円
	770万円超1,000万円以下	A×95%－145.5万円	A×95%－135.5万円	A×95%－125.5万円
	1,000万円超	A－195.5万円	A－185.5万円	A－175.5万円
65歳以上	330万円以下	A－110万円	A－100万円	A－90万円
	330万円超410万円以下	A×75%－27.5万円	A×75%－17.5万円	A×75%－7.5万円
	410万円超770万円以下	A×85%－68.5万円	A×85%－58.5万円	A×85%－48.5万円
	770万円超1,000万円以下	A×95%－145.5万円	A×95%－135.5万円	A×95%－125.5万円
	1,000万円超	A－195.5万円	A－185.5万円	A－175.5万円

(注) 年齢は、その年の12月31日(年の中途で死亡し又は出国した場合は、その日)により判定する

市民税・道民税・森林環境税（普通徴収及び公的年金等特別徴収）について ～税額は前年中の所得を基準として計算されます～

1. 賦課の根拠

市民税は地方税法第24条、第294条及び美瑛市税条例第26条により、又道民税は地方税法第24条及び北海道税条例第24条の規定により課税されます。森林環境税は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律により課税されます。

2. 納税義務者

毎年賦課期日（1月1日）現在において美瑛市に住所を有する個人には所得割・均等割が、又美瑛市内に住所を有しないが市内に事務所、事業所、家屋敷を有する個人には均等割が課せられます。ただし、次の人に対しては課税されません。

- 生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で前年の合計所得金額が1 3 5 万円以下の人
- 前年の合計所得金額が2 8 万円×(納税者本人＋控除対象配偶者＋扶養親族)＋1 0 万円＋1 7 万円*1以下の人（ただし、1 7 万円の加算は控除対象配偶者又は扶養親族を有する人に限ります。）

* 1 森林環境税は1 6 万 8 千円

3. 不服申立

- この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 前記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、決定（以下「処分」といいます。）の取消の訴えを提起することができます。なお、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当する場合は、裁決を経なくても処分の取消の訴えを提起することができます。

4. 納期限までに納税されない場合

- 納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合（納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間はその年の延滞金特例基準割合に年1.0%を加算した割合）を乗じて計算します。
- 納期限までに税金を完納しないため督促状の送付を受け、かつ、その督促状を発した日から10日を経過した日までに、この税金に係る徴収金を完納しない場合は、滞納処分を受けることになります。

5. 相続による納税義務の承継

納税義務者が死亡した場合は、その相続人が納税義務を承継することになります。この場合、相続人が2人以上いるときは、そのうちから被相続人賦課徴収に関する書類を受領する代表者を決めて市長に届け出なければなりません。この届け出がない場合には、市長が代表者を指定することになります。

6. 納付方法

- 普通徴収の方法によって徴収する税額については、この通知書の期別税額を各納期限までに納めてください。
- 公的年金等から特別徴収の方法によって徴収する税額については、この通知書の特別徴収税額を公的年金等の支払の際にその支払者が徴収（年金から差し引き）します。
- 特別徴収の方法によって徴収されないこととなった額がある場合は、地方税法第3 2 1 条の7 及び第3 2 1 条の7 の9 の規定により、その額は普通徴収の方法により納付していただきます。
 - 普通徴収の年税額が均等割相当金額以下の場合は、その金額を1回で納めていただきます。
 - 本年度において公的年金からの特別徴収の対象者であり、かつ、来年度も引き続き公的年金の支払を受ける場合は、公的年金の支払者が次の額を特別徴収の方法によって徴収することになりますので、地方税法第3 2 1 条の7 の8 の規定によって通知します。

口座振替について

① 市税の振替制度

税金の口座振替を利用されますと納期限を忘れることもなく、また納めに行く手間も省けて大変便利です。

是非、振替制度をご利用下さい。

② 口座振替の手続き

金融機関名（口座番号）を指定し、印鑑（通帳印）、納付書を持参の上、各金融機関または税務課窓口へ申し出てください。

③ 口座振替取扱金融機関名

株式会社北洋銀行 本支店 美瑛市農業協同組合 本所

株式会社北海道銀行 本支店 峰延農業協同組合 本所

空知信用金庫 本支店 いわみざわ農業協同組合

空知商工信用組合 本支店 ゆうちょ銀行・郵便局

北海道労働金庫 岩見沢支店